

「21世紀にふさわしい生活圏」の検討にあたって

- ・ 「国土形成計画(全国計画)(案)」において、自立的に発展する圏域を形成するため「広域地方計画」を策定・推進することが位置づけられており、さらに「広域地方計画」の推進にあたっては各ブロック内の都市・地域構造を踏まえた「生活圏域」の形成が必要とされている。
- ・ 21世紀にふさわしい生活圏は、それぞれの地域の生活様式、既存ストックの成熟度、地勢、気候、歴史・文化などに配慮し、市町村の枠組みを超えた広がりの中で、地域の総意のもと、多様な主体の参画により形成していく必要がある。
- ・ 地域を生活圏でとらえ、公共サービスのより効率的・効果的な提供、ICTの活用による生活圏機能の高度化、交流連携の促進、地域資源の活用、地域の雇用の創出、ユニバーサルデザインの推進、循環と共生による持続可能な社会の実現など様々な施策を総合的に展開することで、一つのまとまりのある安全で魅力的で質の高い地域社会の創造が可能となる。
- ・ また、隣接する生活圏との連携・相互補完を高める基盤についても、生活圏内と同様の考え方で再構築していくことが必要である。さらに、拠点都市においては、地域の個性と魅力を国外に発信していくことも求められる。
- ・ このような21世紀にふさわしい生活圏の実現に向けて、地域・生活者の視点に立って、自立的かつ発展性のある、地域の特性を活かした圏域形成の方向性などを取りまとめ提供していくことが重要である。
- ・ このため、国土交通省では学識経験者などからなる「21世紀生活圏研究会」を設置し、各省庁にも連携及び協力を求め、社会資本整備などの観点から速やかにかつ適正に対応していくこととする。
- ・ 本研究会で、総務省の「定住自立圏構想研究会」が、本年5月に取りまとめ予定の報告も踏まえながら、「21世紀にふさわしい生活圏」のあり方について本年度を含め2～3ヶ年で検討していくこととする。